

社会福祉法人あと会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人あと会（以下「当法人」という）定款第9条および第23条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、第3条に定める算定方法により報酬等を支給する。

(役員等の報酬等の算定方法)

第3条 役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

(1)報酬については、下記に定める額

評議員

	日額
評議員会等への出席	10,000円（但し、源泉徴収額を引いた額とする。）

理事

	日額
理事会等への出席	10,000円（但し、源泉徴収額を引いた額とする。）

監事

	日額
理事会・評議員会・監事監査等への出席	10,000円（但し、源泉徴収額を引いた額とする。）

(2)役員等が職務のため出張をしたときは、旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

(報酬等の支給方法)

第4条 役員等に対する報酬は、当該会議等に出席した都度、支給する。

(端数処理)

第5条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

(1)50円未満の端数については、これを切り捨てる。

(2)50円以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第6条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第7条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補足)

第8条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、平成29年4月1日より施行する。